

平成20年10月31日	資料3
(仮称)こども発達支援センターあり方検討会	

(仮称) こども発達支援センターのあり方検討会の開催趣旨

発達に心配のあるこどもたちを取り巻く状況は、平成17年度の発達障害者支援法の施行、平成18年度の障害者自立支援法の施行、そして平成19年度からは特別支援教育が本格実施されるなど、その状況は大きく変化している。

このような状況の中、区では、平成19年3月に「改定練馬区障害者計画」を策定し、増加傾向にある発達に心配のあるこどもたちに対応するための施策として、平成22年度に(仮称)こども発達支援センターを整備することとした。さらに、「練馬区中期実施計画(平成20年度～平成22年度)」においても、同様に(仮称)こども発達支援センターの整備を位置づけたところである。

区では従来から、発達に心配のあるこどもたちを早期発見するとともに、このようなこどもたちの発達を支援するため、心身障害者福祉センターにおいて相談・発達支援事業を実施してきたところである。

については、これまでの心身障害者福祉センターでの相談・発達支援事業の実績等を踏まえ、(仮称)こども発達支援センターにおける発達支援のあり方について、公募区民をはじめ関係者からなる検討会を設置し、検討していくこととする。